

東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設火災事故に関する 施設復旧の現状について

※荏原=荏原環境プラント㈱

経過と  
概算スケジュール

H27.10.23  
■火災発生

- H28.1.15  
・復旧の基本方針を決定 — ①原因者の費用負担  
②早期完成(2年以内)  
③性能復旧と安全対策
- H28.1.22  
・復旧スキームの合意(口頭)

《復旧スキーム》荏原環境プラント㈱の責任による全部施工  
(1) 契約上の債務不履行に基づく損害賠償  
(2) 市の管理のもと、荏原が自社の負担で復旧工事(設計・施工)を実施  
(3) 火災事故発生前と同等の処理性能を回復(安全対策を付加)

荏原の翻意

●設計図書の作成  
(荏原)

H28.7頃

■復旧工事  
(解体含む)

H29.11  
■稼働予定

(仮)基本合意書の協議

H28.3.17(木) 荏原からスキームの趣旨と異なる合意書案を提示

H28.3.23(水) 荏原・市原社長の事情説明

【荏原】親会社である荏原製作所の取締役会(H28.1.21)では、自社で復旧を行う大筋を報告したにすぎず、何も議決されていない。

『方針が変わったかと言えばそういうことになる。』

- (1) 復旧工事を、賠償行為ではなく市からの工事発注とする。
- (2) 自社負担による施工でなく、事後の金銭賠償とする。
- (3) 施設の損害範囲を施設評価額相当分とする。

【市】到底受け入れられず、再考を求める。

- (1) 損害賠償以外に荏原を指名して工事発注する理由がない。
- (2) 他の事業費を差し置いて市が工事予算を計上できない。
- (3) 粗大ごみ処理施設として必要な能力を回復すること。

H28.4～荏原と協議を継続(面談協議は5.19、6.2、6.15、7.25)  
併行して、荏原による設計作業を継続

【荏原】「損害の範囲」と「過失の有無および割合」に関し異議あり

- ・荏原が賠償すべき市の「損害の範囲」は発災時に施設が有した価値に限られ、復旧費用の全額負担は過剰賠償である。
- ・「過失の有無および割合」は確定しておらず、原因究明をする中で市が負担すべき材料もあるのではないか。

【市】あくまで全面的に荏原の原因者責任を主張

☞ 議論が折り合わない。

【スケジュールの遅れ】

- ・予定の7月を過ぎても解体工事に着工できず
- ・粗大ごみ処理は実施できているが、作業環境の改善(回復)には復旧が必要
- ・火災事故対応経費の増大

当初の復旧スキームを推進するには荏原との合意形成が不可欠

【当面の対応】

- (1) 警察の捜査結果を待ちながら協議を継続
- (2) 協議が整わない場合は復旧スキームの再構築

訴訟を視野に入れ総合的に状況判断